

「令和7年度 安全・安心まちづくり県民の集い ふくおか」企画運営業務委託

企画提案公募 実施要領

1 目的

福岡県(以下「県」という。)では、地域防犯活動団体、防犯活動事業者及び関係機関相互の連携強化と活動の活性化を図るとともに、活動に携わる方々に感謝と労いを表し、そのやりがいの増進と士気の高揚を図っている。加えて県民一人ひとりの防犯意識の向上と防犯活動への参加機運の醸成を図り、安全で安心なまちづくりを実現するため、「安全・安心まちづくり県民の集い ふくおか」を開催している。

については、本事業の企画運営業務委託について、下記のとおり提案を募集する。

2 委託業務の概要

(1)業務名称

「令和7年度 安全・安心まちづくり県民の集い ふくおか」企画運営業務

(2)業務内容

別紙仕様書のとおり

(3)予算規模

2,278千円を上限とする(消費税及び地方消費税を含む)

(4)履行期間

契約締結の日から令和7年11月30日まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1)法人であって、福岡県内に事業所(本社又は支社等)を有していること。
- (2)業務に関する専門的な技術・資機材・人材等を有し、業務を円滑に遂行するための十分な能力及び経営基盤を有していること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)、会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っていない、開始の申立てもなされていないこと。
- (4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- (5)福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6)県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7)福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8)役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。

4 手続等

(1)スケジュール(予定)

6月11日(水)	公募に関する質問×切	※下記(2)参照
6月13日(金)	公募に関する質問回答	
6月18日(水)	参加申込書 提出×切	※下記(3)参照
6月25日(水)	企画提案書類 提出×切	※下記(4)参照
6月27日(金)	提案審査委員会	※下記5参照
7月上旬～中旬	協議、契約締結	

(2) 公募に関する質問・回答

① 提出期限:令和7年6月11日(水)17時まで(必着)

② 提出方法:別紙「質問書」を下記7に提出

※FAXやメールの場合、送信時に必ず電話連絡を行うこと

③ 回答方法:令和7年6月13日(金)までに県ホームページで公開

※質問者名は無記名とし、質問者の提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答

(3) 参加申込

① 提出期限:令和7年6月18日(水)17時まで(必着)

② 提出方法:別紙「参加申込書」を下記7に提出

※FAXやメールの場合、送信時に必ず電話連絡を行うこと

(4) 企画提案書類

① 提出書類

企画提案書	・A4 サイズ(片面印刷)(図面などは A3 サイズも可) ・表紙にはタイトル(業務名)、提出年月日、事業者名を記載 ・ページ番号を付けること ・下記(ア)～(ウ)の事項を記載すること (ア)仕様書に基づく各業務の実施内容・方法(独自の優れた提案があれば積極的に記載) (イ)本事業に係る実施体制、スケジュール (ウ)国又は地方公共団体の業務受託実績(特に本事業に類似した事業の実績)
業務経費 概算積算書	・業務に係る概算金額、算出根拠がわかる資料
添付書類	・会社の概要、組織体制、経営状況がわかる資料 (パンフレット、直近の決算書など)

② 提出部数

10組(パンフレット等の添付書類を含む)

③ 提出期限

令和7年6月25日(水)17時まで(必着)

④ 提出方法

上記①の提出書類を下記7に提出(持参、又は郵送)※FAX、メール不可

5 提案審査委員会

審査・選定方法は別紙「提案評価方法」のとおり

※2次審査(プレゼンテーション)は、令和7年6月27日(金)に実施予定

(開始時刻・場所は別途通知)

※後日、提案事業者に対して審査結果を別途通知

6 企画提案参加に係る留意事項

(1)失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となる。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、県が提示した事項に違反した場合

(2)著作権等

提出書類の内容に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、全て提案事業者が責任を負うこととする。

(3)複数提案の禁止

提案事業者は、複数の提案書の提出はできない。

(4)提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない(軽微な場合等で発注者が認めた場合は除く)。

(5)提出書類の返却

提出された書類は返却しない。

(6)費用負担

企画提案書類の作成、提出、参加に要する経費等は、全て提案事業者の負担とする。

(7)その他

- ① 参加申込書を提出したにも関わらず企画提案書を提出しない場合、またはプレゼンテーションに参加しない場合は、辞退したものとする。
- ② 企画提案書の提出をもって実施要領等の内容に同意したものとする。
- ③ 書類提出後、契約締結までの間に提案事業者が指名停止等に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。この場合、該当する者が契約候補者とされている場合は、次順位の者と手続を行う。
- ④ 書類提出後に辞退する場合は、速やかに下記7に連絡するとともに、書面(様式任意)により届け出ること。

7 書類提出・問合せ先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 地域防犯推進係 担当:大内田、松井

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7(福岡県庁5階南棟)

TEL:092-643-3124、FAX:092-643-3169、E-MAIL: anzen@pref.fukuoka.lg.jp